

ケアハウス菊かおる園

入居のご案内



ケアハウス菊かおる園とは

老人福祉法に基づく軽費老人ホームの一種で、独立して日常生活を送るには不安のある高齢者に対し、食事や入浴設備の提供、相談援助、健康管理など、できる限り自立した生活が維持できるよう支援を行う居住施設です。

ただし身体機能の低下等に伴い、施設内で何らかの介助や介護が必要となった場合には、ホームヘルパーなど外部の介護保険サービスを利用させていただくこととなります。（介護保険の負担割合に基づく自己負担）

居室は1人部屋または2人部屋となっており、入居者の自主性やプライバシーが尊重されつつ、行事やクラブ活動など共同生活ならではの楽しさと安心感を合わせ持っていることが特長です。

サービスの内容

1. 食事の提供
管理栄養士の献立による食事（1日3食）を提供します。
2. 入浴室の準備
男女別の浴室で毎日入浴できるように準備します。
3. 生活の相談など
職員が各種の生活相談に応じ、助言します。
4. その他
居室にはナースコールが設置してあり、夜間も対応します。
緊急時には、家族や関係者に連絡を行います。

*介護保険施設ではないため、職員による介護サービスは提供しません。

*介護保険サービスの利用については、担当ケアマネジャーにご相談ください。

利用できる方の条件

1. 満60歳以上の方（2人部屋の場合はどちらかが60歳以上の方）
2. 豊島区内に引き続き1年以上住んでいることが住民票等により証明できる方
3. 自炊ができない程度の身体機能の低下、または高齢等のため独立して生活することへの不安があり、家族による援助を受けることが困難な方
4. 月額105,120円～162,920円の利用料を支払うことができる方（2人用居室の場合、一人89,860円～150,660円）
5. 保証人を立てられる方（困難な場合は応相談）

利用の取り消し

以下の場合にはケアハウスを退去していただくことになります。

1. 利用申し込みの内容に偽りのあることが判明したとき。
2. 正当な理由なく利用料を3カ月以上滞納したとき。
3. 身体機能の低下等により、常時介護が必要となったとき。
4. 金銭の管理、各種のサービスの利用について判断ができなくなるなど、自立した生活を維持することが困難となったとき。

利用料金について

基準月額は1人用162,920円、2人用150,660円ですが、対象収入に応じて別表のとおり減額します。（対象収入とは『前年対象期間の収入から必要経費（租税等）を控除した後の金額』をいいます。）

立地および環境

近くにはとげぬき地蔵尊があり、都電庚申塚から徒歩3分という立地条件に恵まれています。近隣の幼稚園、児童館、小・中学校、大学、区民ひろばなど、地域との交流を図っています。

施設概要

1. 所在地 豊島区西巣鴨2丁目30番19号
2. 鉄筋コンクリート造り4階建て
定員30名
3. 特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所、
高齢者総合相談センター、グループホームが同敷地内にあり
4. 1人部屋 26室
2人部屋 2室

各戸設備

ミニキッチン、トイレ、エアコン、洗面化粧台、収納、下駄箱

共同設備

食堂、入浴室、介助浴室、娯楽室、多目的室、洗濯機、乾燥機（有料）

申し込みから入居までの手続き

施設見学・申し込み

- * 事前に電話でご連絡の上、お越しく下さい。
- * 入居を希望される場合は、利用条件等の確認後、申込受付票に記入をしていただきます。

書類の確認

- * 申込書類の確認を行います。
- * 必要に応じて面接を行います。

面接

- * 申込者の生活状況、住宅の状況、世帯の状況等を確認します
- * 申込者及び連帯保証人同席のもと、面接を行います。
- * 必要書類の提出をしていただきます。

[必要書類]

1. ケアハウス利用申込書
2. 住民票の写し又は外国人登録証明書
3. 収入申告書
4. 収入を証明する書類（課税証明書・確定申告書・預金通帳等）
5. 健康診断書

入居審査

- * 入居の適否を審査します。
- * 結果は申込者もしくは連帯保証人宛てに電話で連絡します。

利用予定者決定通知書の交付

- * 入居審査の結果、利用予定者となった方に交付します。

契約・入居

- * 申込者及び連帯保証人同席のもとで契約を行います。
- * 連帯保証人の連署する誓約書を提出していただきます。
- * 連帯保証人の印鑑証明書・収入を証明する書類を提出していただきます。
- * 入居一時金(1人用162,920円、2人用150,660円)を納付していただきます。
- * 入居予定日をお知らせください。(施設長が指定する期日までに入居する必要があります。)

問い合わせ先

〒170-0001

東京都豊島区西巣鴨2丁目30番19号

ケアハウス 菊かおる園

担当：高橋・小澤

電話 03-(3576)-2266

FAX 03-(3576)-2264

別表 ケアハウス菊かおる園利用料(令和6年9月1日改定)

1人部屋の利用料(月額)

対象収入による階層区分(円)		料金(円)				
		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計	利用料
1	1,500,000以下	10,000	48,260	49,030	107,290	107,290
2	1,500,001～1,600,000	13,000	48,260	49,030	110,290	110,290
3	1,600,001～1,700,000	16,000	48,260	49,030	113,290	113,290
4	1,700,001～1,800,000	19,000	48,260	49,030	116,290	116,290
5	1,800,001～1,900,000	22,000	48,260	49,030	119,290	119,290
6	1,900,001～2,000,000	25,000	48,260	49,030	122,290	122,290
7	2,000,001～2,100,000	30,000	48,260	49,030	127,290	127,290
8	2,100,001～2,200,000	35,000	48,260	49,030	132,290	132,290
9	2,200,001～2,300,000	40,000	48,260	49,030	137,290	137,290
10	2,300,001～2,400,000	45,000	48,260	49,030	142,290	142,290
11	2,400,001～2,500,000	50,000	48,260	49,030	147,290	147,290
12	2,500,001～2,600,000	57,000	48,260	49,030	154,290	154,290
13	2,600,001～2,700,000	64,000	48,260	49,030	161,290	161,290
14	2,700,001以上	67,800	48,260	49,030	165,090	165,090

2人部屋の利用料(月額)

対象収入による階層区分(円)		料金(円)				
		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計	利用料
1	1500000以下	7,000	48,260	36,770	92,030	92,030
2	1,500,001～1,600,000	13,000	48,260	36,770	98,030	98,030
3	1,600,001～1,700,000	16,000	48,260	36,770	101,030	101,030
4	1,700,001～1,800,000	19,000	48,260	36,770	104,030	104,030
5	1,800,001～1,900,000	22,000	48,260	36,770	107,030	107,030
6	1,900,001～2,000,000	25,000	48,260	36,770	110,030	110,030
7	2,000,001～2,100,000	30,000	48,260	36,770	115,030	115,030
8	2,100,001～2,200,000	35,000	48,260	36,770	120,030	120,030
9	2,200,001～2,300,000	40,000	48,260	36,770	125,030	125,030
10	2,300,001～2,400,000	45,000	48,260	36,770	130,030	130,030
11	2,400,001～2,500,000	50,000	48,260	36,770	135,030	135,030
12	2,500,001～2,600,000	57,000	48,260	36,770	142,030	142,030
13	2,600,001～2,700,000	64,000	48,260	36,770	149,030	149,030
14	2,700,001以上	67,800	48,260	36,770	152,830	152,830

◎サービスの提供に要する費用

東京都の基準で定められており、改定(見直し)が行われることがあります。

◎生活費

食材料費および共用部分に係る光熱水費です。消費税率等の改定により、変更される場合があります。

◎居住に要する費用

総工費の一部が入居者負担分(家賃)として認められているため、居室を広くしたり、設備が立派で総工費が高い施設ほど、この費用が高くなっています。

◎冬季加算

11月から3月までの5ヵ月間、月2,130円)を利用料と合わせて請求いたします。